

本問題は専ら實際の様子を研究することにして作業の形式の如きは之を他日に譲つた。随つて答解の形式の模範でないことを諒せられたい。命令の如きも之を研究すればそれだけでも十數頁を要するが、今はそれ迄は手が及ばない。

第十三問題

砲兵大隊長ノ處置

第十三問題原案

- 一、第二中隊ノ主力ヲ以テ戸澤附近ノ敵砲兵制壓
- 第三中隊ヲ以テ十石西南端附近ノ敵陣地ノ破壊射撃
- 二、第一中隊ノ主力ヲ以テ大久保以西ノ敵陣地制壓
- 但シ一部ヲ以テ高野東側ヨリ下孫停車場東南ニ對シ射撃

第十四問題

歩兵第三大隊長ハ爾後ノ攻撃ヲ如何ニ指導セントスルヤ

研究

戰鬪の爲の前進

一、戰鬪の爲の前進の意義
大隊の戰鬪の前進とは、敵に近接して戰鬪を準備しつつ前進するの謂であつて、例へば陣地の攻撃に於て師團の前進位置より大隊の展開位置に至る間或は遭遇戦に於て行軍末期より展開に至る迄の行動等である。従つて陣地攻撃に在つては、聯隊は展開せる場合に於ても大隊としては未だ展開前で戰鬪の爲の前進中のことがある譯である。

二、前進

戰鬪の爲前進する大隊は、搜索警戒の處置を講じ、隊形を擇び、地形氣象等を利用し成るべく長く集結した隊勢を以て速かに敵に近接する。

戰鬪の爲前進の意義が前述の通であるから、大隊長は、當時の状況と受けたる任務とに基き、所要の搜索、警戒の處置（一般の搜索、警戒の外對空、對戰車、對瓦斯の處置を含むこと勿論である）を講ずると共に、各部隊の配置、隊形等を適切に指示し、且指揮掌握、前進、爾後の戰鬪の自由を得る爲、地形、氣象を利用し或は我が砲兵、重火器等の射撃に依る掩護等を利用し成るべく長く集結せる隊勢を以て速かに敵に近接することが必要なのである。

○展開ヲ命ゼラレタル第一線各部隊ハ各自所要ノ搜索及警戒法ヲ講ジ地形、氣象等ヲ利用シ隊形ト運動トノ適切ナル應用ニ依リ成ルベク敵眼、敵火ヲ避ケ迅速ニ所命ノ方向ニ前進シ又ハ所命ノ展開區域ニ到ルモノトス（作要二ノ八七）

○砲兵ハ攻撃前進ノ初期ニ在リテハ主トシテ敵砲兵及遠距離ヨリ射撃スル敵機關銃等ヲ射撃シ歩兵ノ前進ヲ容易ナラシム（作要二ノ九一）

○展開ヲ命ゼラレタル各部隊ハ秩序ト連繫トヲ保チ所要ノ警戒ヲ爲シ且成ルベク遮蔽シツツ攻撃準備ノ位置ニ就

三、疎開

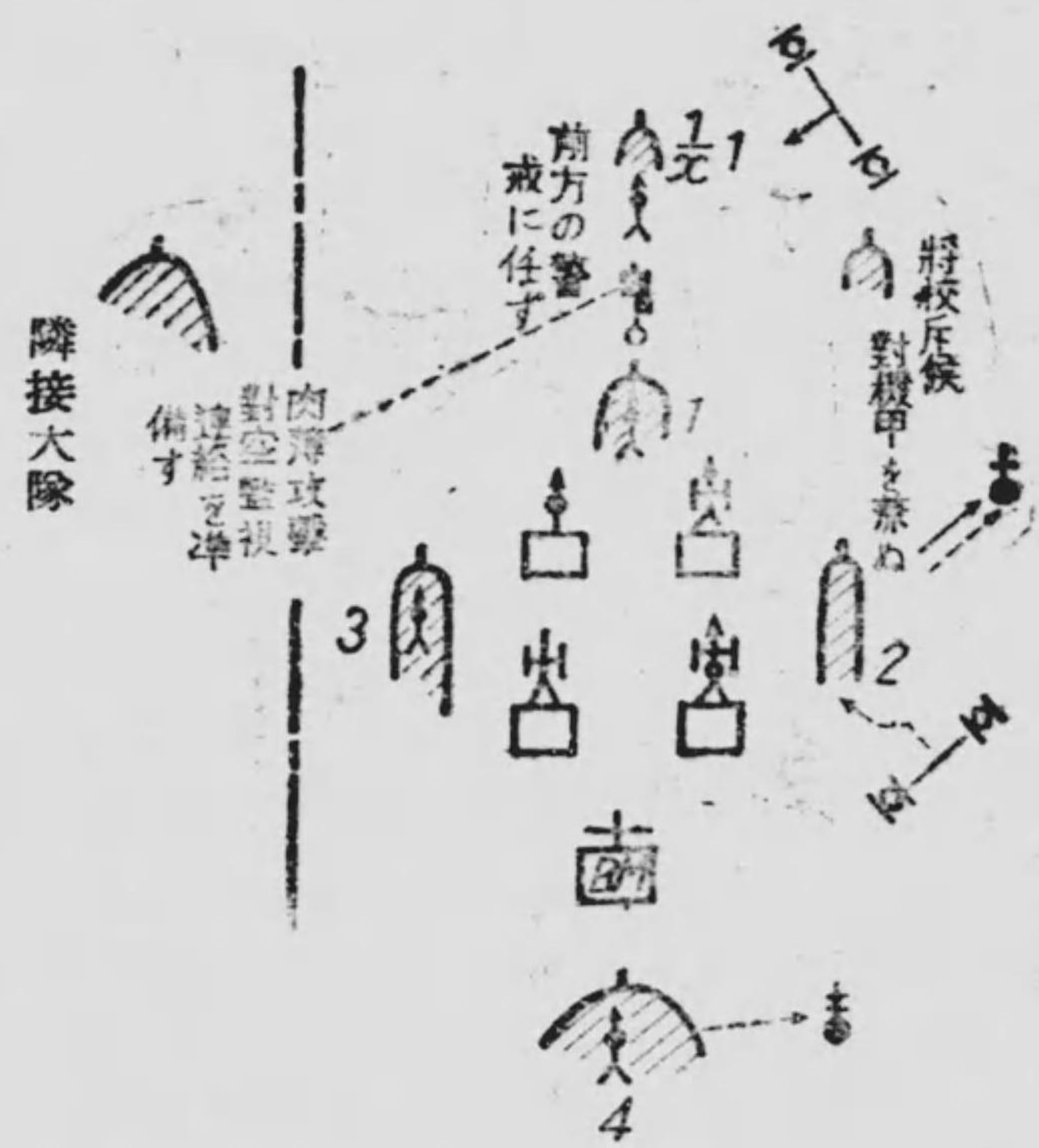
敵砲兵等の有効射撃を被るの顧慮あるに至れば、適宜疎開せる隊勢に移り爲し得る限り損害を避けて前進するのである。

抑、大隊の接敵は、速かに敵に近接し整齊たる展開を爲すに在るを以て、途中受くべき損害は成るべく減少することに努むるを要す。従つて成るべく長く集結せる隊勢を以て前進することは固より必要であるけれども、近代戦に於ては、空中、地上よりする敵の妨害著しく、特に長射程砲、遠距離機關銃の射撃、機甲部隊の攻撃、飛行機の空襲等は當然受くることあるを覺悟せねばならない。従つて此の顧慮あるに至れば、適宜疎開せる隊勢を取るの止むを得ない所である。敵の有効射撃及爆撃に對しては其の損害を減少し、目標を捕捉せしめない爲密集隊形は之を疎開し、射撃(爆撃)に對する直接損害を減少する爲隊形を選ぶことが必要であり、大隊長の部署としては、爾後の行動を顧慮し各隊の關係位置及隊形を命ずればよろしいのであるが、近代戦に於ては單に敵の射撃(爆撃)のみならず、戦車の同時攻撃を受けることが多いから、此等に對する用意を最も必要とする。而して敵戦車に對しては、單に射撃及蹂躪に對する人員の損傷のみならず、馬匹、車輛の掩護を必要とし、加之爾後の攻撃に便なる如く部隊の配置を考慮するを要する。従つて平坦開豁地に在りては、重火器部隊及彈藥班の如き多數の車馬を有する部隊を、中央に包含する如くするを可とする。今一例を圖示すれば、

對空、對戦車、對瓦斯を顧慮する戦闘の爲の前進部署の一例

(平坦開豁地にして部隊の疎開自由なる場合)

對空を兼ね要すれば瓦斯兵を加ふ



備考

- 一、警戒に任ずる部隊には對空監視を兼ねしむ(瓦斯勤務員を含ませしむ)
- 二、各中(部)隊は疎開す又肉薄攻撃を準備せしむ
- 三、各歩兵中隊の一小隊は對空射撃部隊とす
- 四、速射砲及聯隊砲は緊要姿勢とし射撃用意せしむ
- 五、簡易なる防毒具は各中隊に、瓦斯器材は所要の部隊に携行せしめあり

四、戦闘の爲の前進間に於ける大隊の指揮

1、大隊の運動

大隊の運動は、通常基準中隊及其の前進目標(方向)を以て規正する。即ち疎開せる隊勢に移りたる以後に於ては、基準中隊を指定して之に其の前進目標又は前進方向を與へるのである。而して前進目標(方向)に至る爲廣漠地等に在りては、動もすれば其の指示困難なる場合あるを以て、前進目標(方向)に至る中間の地物等を逐次指示し、或は束藁、標桿等を前進の方向に植立して基準を與へ又は磁石(例へば東北四十五度の方向)に依り指示し又経路機を使用する等の手段を採るのがよるしい。

2、大隊長の部署

大隊長は、戦闘の爲の前進に方り大隊の指揮を的確ならしむる爲、勉めて前方に進出する。例へば大隊の前方、状況に依つては更に前方の要點に挺身し、自ら敵情、地形を観察し、以て大隊の戦闘をして積極機敏ならしめ、潑刺たる指揮を爲し得る如く行動するを要する。特に遭遇戦等に於てさうである。又重火器隊長等は、直接大隊本部の附近に位置せしめ、適時企圖を示して重火器の將來の用法、地形、重火器陣地等に關し偵察せしむることが必要である。此の際要すれば機關銃、大隊砲等を大隊主力より更に前方に推進し、機を失せず爾後の戦闘を準備せしむることがある。

五、砲兵陣地に就て

1、觀測所

占領地域の選定に方りては、觀測所配置地域を適當に決定することが特に緊要である。

(イ) 觀測所選定の一般原則

觀測所は、砲兵各級指揮官の職域、任務に應じ、彼我の状況及射撃效果の觀察又は射弾の觀測に便であつて且連絡の容易なることを考慮して選定するのである。

砲兵觀測所は、之を大別して主觀測所と補助觀測所との二とする。

主觀測所とは、戦闘經過中最も重要な時期に於て、最も重要な方面に、砲火の最大威力を發揚する如く戰鬥を指導する爲の觀測所である。若し全戰鬥經過中一箇所に於て此の目的を達することが出来ない様な場合に於ては、之が視界の不足を補ふが爲、所要に應じ補助觀測所を設備せねばならないやうにする。而して其の位置は、任務に應じ、適當なる射界を有し且連絡容易なることに著意すると共に、單に主觀測所の前後又は左右

等に選定するのみならず、立體的に其の眼の位置を高むることに著意するを要する。

尙觀測所は、戦況の推移又は敵火の状態に依り其の用を爲さざるに至ることあるを以て、豫め別に之が位置を選定し、且所要の設備を爲し置くを可とすることがある。

(ロ) 觀測所選定に關する細部の注意を列挙すれば次の如くである。

a、觀測所及補助觀測所は、敵の搜索を困難ならしめ且敵火の效力を減殺する爲勉めて地形を利用し適宜之を分散して配置すること

b、觀測所を高所に集團せしむることは特に避くること。

c、山地等に於て各部隊の觀測所及補助觀測所を目標高の地點に配置するときは雲霧の爲同時に目視を奪はることあるに注意すること

d、各觀測所及補助觀測所内部の配置も亦適宜分散せしむること

e、地形上各觀測所の視界小なるときは特に此等の配置及連絡施設を適切にし以て綜合視界を大ならしむること

f、觀測所の位置は遮蔽したる交通路に近く且出入便にして之が爲敵の注意を喚起する虞なきこと

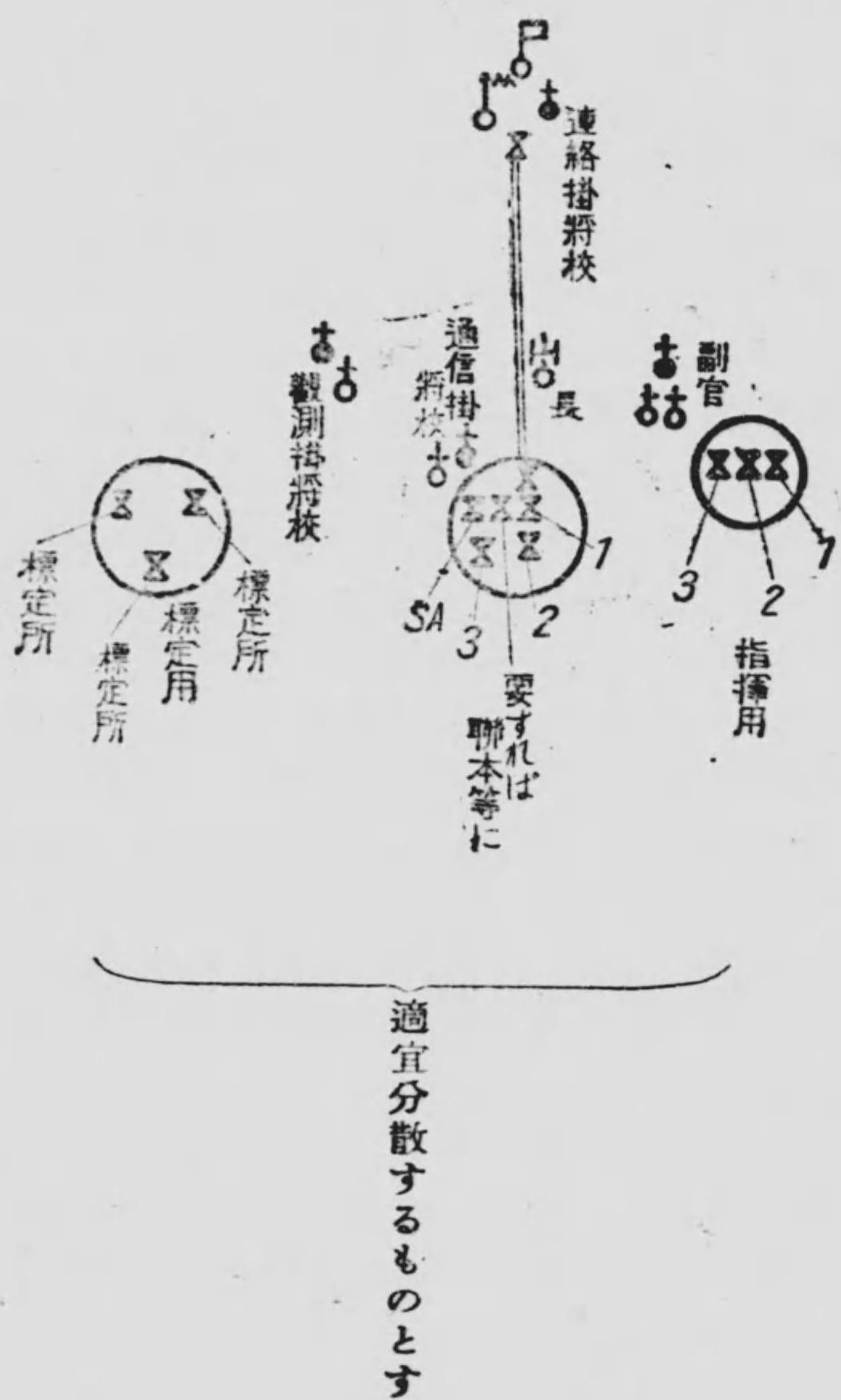
g、敵より標定せられ易き地點は特に注意して之を避くること

h、觀測所を配置すべき地域は爲し得れば我が歩兵に對する敵歩砲兵の集團火及近接戰鬥の波動を被らざること

(ハ) 大隊觀測所

大隊觀測所は、砲兵大隊の特性たる戰術單位部隊の戰鬥司令所としての性能を具備するを要する。即ち大隊の

観測所は、戦況及射撃効果の觀察に適し、大隊の指揮に便にして、且連絡容易なる位置に選定し、大隊補助観測所は、其の任務に應じ、適當なる視界を有し且連絡容易なる位置に選定するものである。又大隊観測所と部下中隊観測所との關係に就ては、少くも一中隊には直接命令を與へ得る如く配置することが最も大切である。標定の爲補助観測所の配置を定むるには、相互の間隔を成るべく大ならしめ、且重要な地域には三方向よりする交會法に依り標定し得る如くし、以て標定の精度を良好ならしむることが肝要である。次に大隊観測所の配置の一例を示す。



次に大隊各機關の任務を記せば次の如くである。

観測班長 諸情報の収集査察、射撃効果の觀察

本部各機關並に各中隊に適時敵情搜索、射撃観測、連絡、測地に關し必要なる事項の通報、大隊射撃圖、情報記録の調製

観測掛將校 敵情搜索、射撃観測、測地作業の擴張、測地精度の増進、座標圖の補修、測地諸元の整理

通信掛將校 命令、報告等の傳達、通信網の維持、整理並に通信勤務の監督

連絡掛將校 通常大隊と密接なる關係を有する指揮官の許に派遣せられ連絡に任ず

(二) 中隊観測所

中隊観測所は、射弾の観測に適し戦況の觀察に便にして且成るべく放列陣地に近く、互に通視し得、相互の連絡容易なる場所に選定するを要する。而して状況を要する場合に於ては、観測所と放列陣地とは互に近接しあることが特に緊要である。又戦況の推移に應じ一箇の観測所では目的を達することが出来ない場合を顧慮し、要すれば豫め他に之を選定し、中隊長適時移動し得るの準備をなし、又所要に應じ観測を補助せしむる爲別に補助観測所を設けることとなるのである。

中隊観測所内配置の一例左圖の如く其の任務の分擔は

観測小隊長

- 一、観測、通信掛下士官以下を指揮し中隊長の命令に基き射撃準備及所要の通信連絡に任ず
- 二、爾後中隊長の附近に在りて主として敵情、地形の搜索、射撃諸元の決定、射弾の観測及連絡等に関し中隊長を輔佐す

曹長

通常中隊長の傍に在りて命令、通報、報告の授受、戦闘要報、各種資料の蒐集等の業務に従事す
給養掛下士官

通常中隊長の傍に在りて曹長と共に之を輔佐し射撃記録の調製等に任ず
所内配置の一例



2、砲弾下に於ける攻撃歩兵の前進に関する説明

a、要領

攻撃の爲前進する歩兵部隊は、敵砲兵の射程圏内に進入するや、勉めて上空、地上の敵に對し其の行動を秘匿し、以て敵火の損害を避けつつ所望の地點に進出せねばならない。之が爲戦機を逸せざる限り前進時期の選定又は天候、地形の利用を巧にし、以て戦力の保有、機動の自由を確保すべきも、状況之を許さざる場合に於て

は適時適切なる隊形の選擇と行動の敏速とに依り砲火の損害を避けねばならぬ。而して隊形の選擇に方り敵の目視を避くるを主とすべきや又は損害を局限するを主とすべきや或は多少の損害を冒しても急速に前進すべきやは、状況特に地形、指揮官の企圖、砲火の景況又は前進經過の各時期に依り差異あるものである。敵と遠隔しある場合に於て敵の目視を避くるのは即ち砲火の損害を減少する所以であるけれども、漸次敵に近接するに従ひ、我が行動の秘匿益、困難となり、遂に砲火の損害を減少し得る隊形の選擇に重きを置かねばならぬ様になるのである。即ち隊伍を紊亂し指揮掌握を害せざる範圍に於て、各、其の充當せられたる前進地域内の地形地物を普く利用し、或は隊形を疎開し或は再び之を集結し又は歩度の伸縮、行進方向の偏移等各種の手段を講じ、以て敵砲火の損害を避けつつ所望の戦闘準備の姿勢に移らねばならぬ。

而して何れの場合を問はず將又部隊の大小を論ぜず、攻撃前進する歩兵は、勉めて兵力を集結し動作の自由を保留することが必要である。敵砲火を顧慮し一時隊形を疎開したる場合に於ても、状況或は地形上其の必要なきに至れば直ちに之を集結するの著意を肝要とする。

b、隊形

抑、敵砲火の效力たるや、其の射撃準備の程度、使用砲種、口径、彈丸及信管の種類、數量、距離の遠近、地形、明暗の度、我が砲兵の能力、彼我空中勢力等種々の要素に基き差異を生ずるものであるから、攻撃の爲前進する歩兵は以上の諸要素を綜合判斷する豫想損害程度と、一は隊形選擇上一般の要求たる指揮掌握の運動の容易、地形の利用、機動の自由等の諸條件とを顧慮し、以て當時の状況に應じ最も適切なる隊形を選擇すべきものであつて、敢て一定の形式を墨守すべきものではない。

右の如く砲弾下に於ける歩兵の隊形は、單に敵との距離の遠近のみを以て論ずることは出来ない。一に状況、

地形に依つて違ふものであるから、以下概ね本状況に於けるが如き輕易なる陣地に對する支隊の晝間攻撃に就て各地形に應じ第一線歩兵部隊の隊形に就き説明して見る。

(1) 大隊の隊形

戦闘の爲前進する大隊敵砲兵の有効射撃を被らんとする顧慮あるに至れば、大隊長は集合隊形を解き中隊間の距離間隔を増し若は之を梯形と爲す。



此の際中隊間の距離間隔を幾何にすべきやは、一に状況に依るべく、梯形を作るには敵砲兵の位置を考慮することが必要であつて、其の正面をして射方向と直角ならしむるのがよろしい。

大隊既に集合隊形を解きたる後と雖も、中隊長は、地形其の他を利用して密集隊形を保つて前進し、所要に従ひ中隊を疎開する。之が爲小隊の距離間隔を開き或は更に各小隊を疎開せしめる。

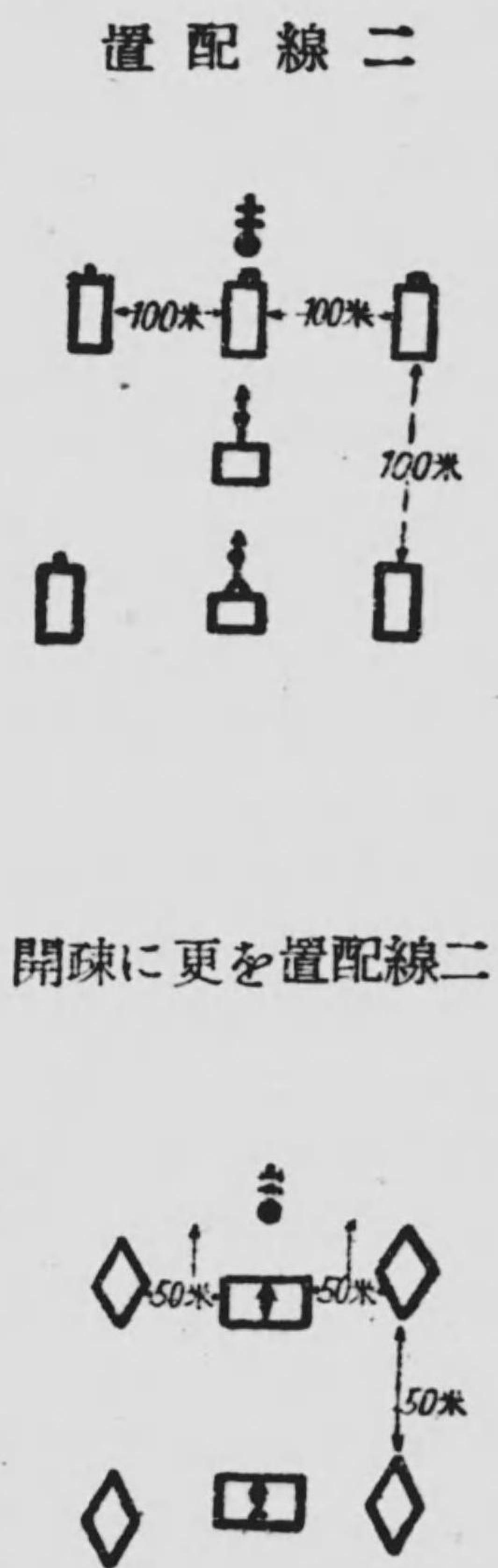
各小隊の距離間隔を開きたる隊形は、次圖の如く、其の距離間隔は一砲弾に依り同時に二箇の小隊が損害を被らない爲、別命なければ空間約百米とするを要する。

疎開の要領

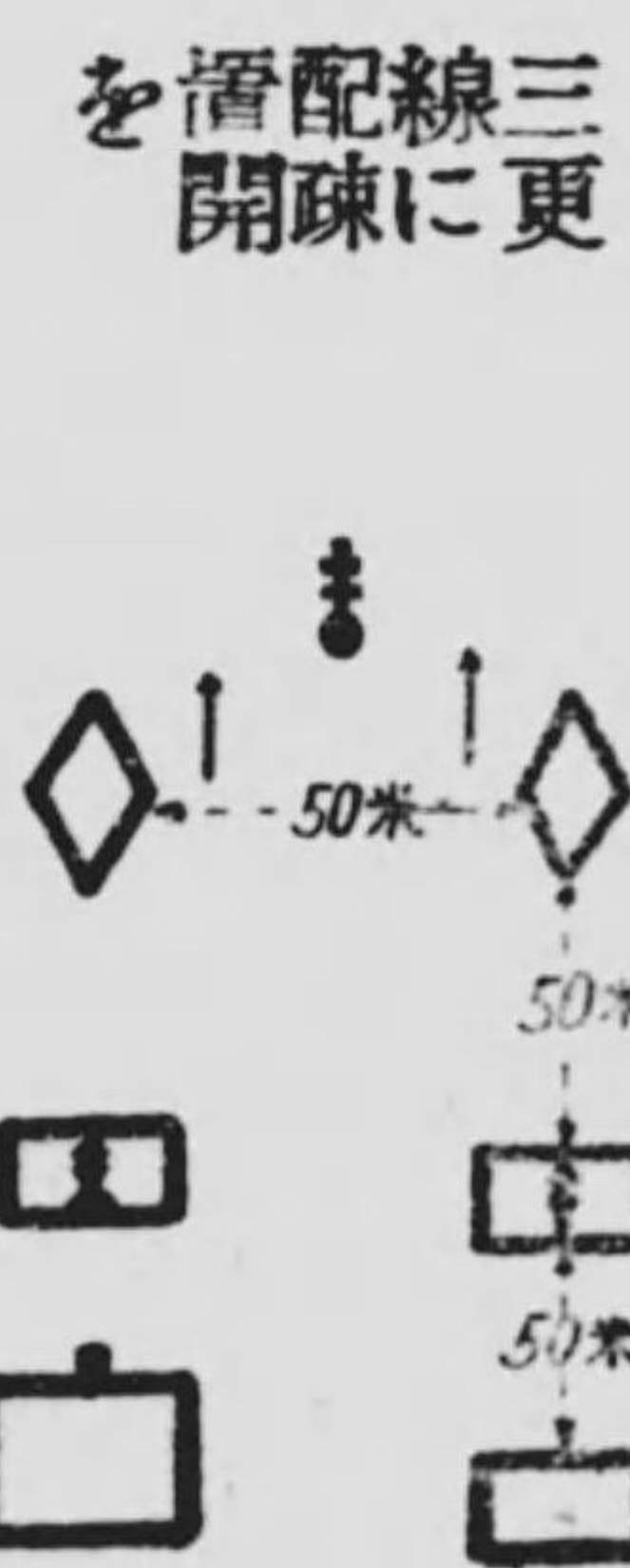
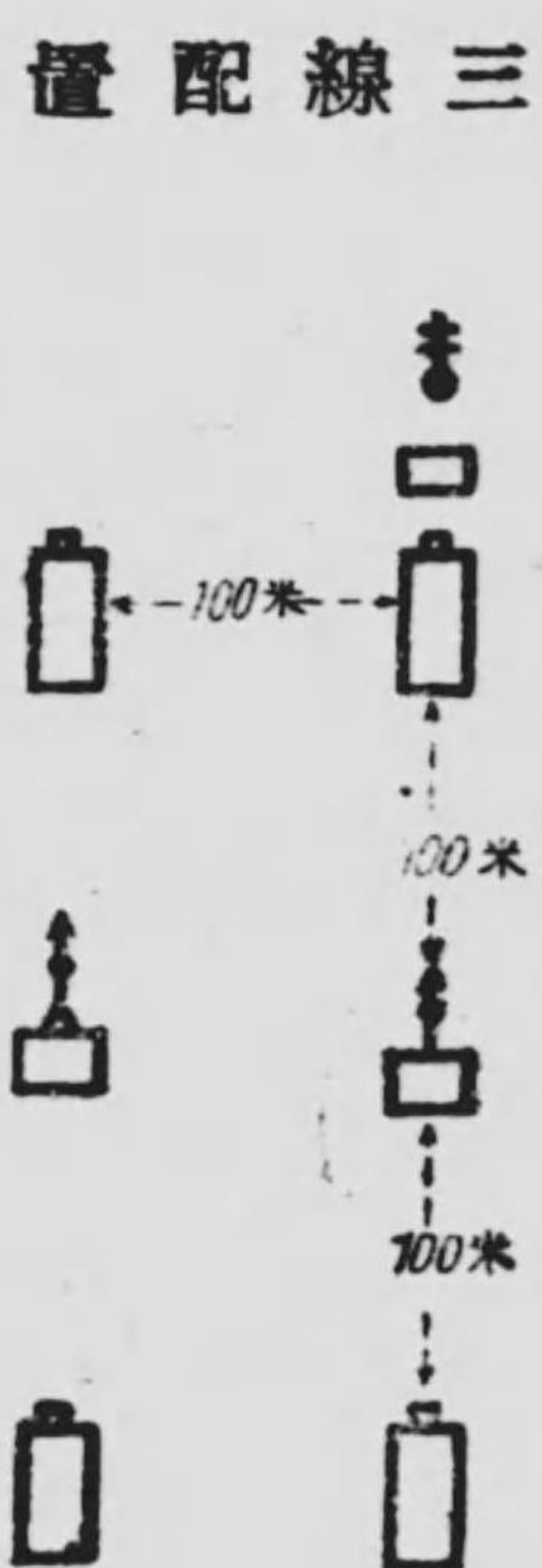
- 1、中隊を疎開するに方り其の配置を如何にすべきやは、状況特に將來の展開を顧慮して決定すべしものであるけれども、通常二線若くは三線に配置し、要すれば更に小隊を疎開せしむるものである。

2、疎開に於ける各小隊の關係位置は、常に一定の形式に陥らないことに留意せねばならぬ。

疎開の隊形一例



(註) 正面及縦深著しく大となるに留意すること



(註) 第三線小隊を二線配置にすることに依り縦長を短縮しあることに留意すること

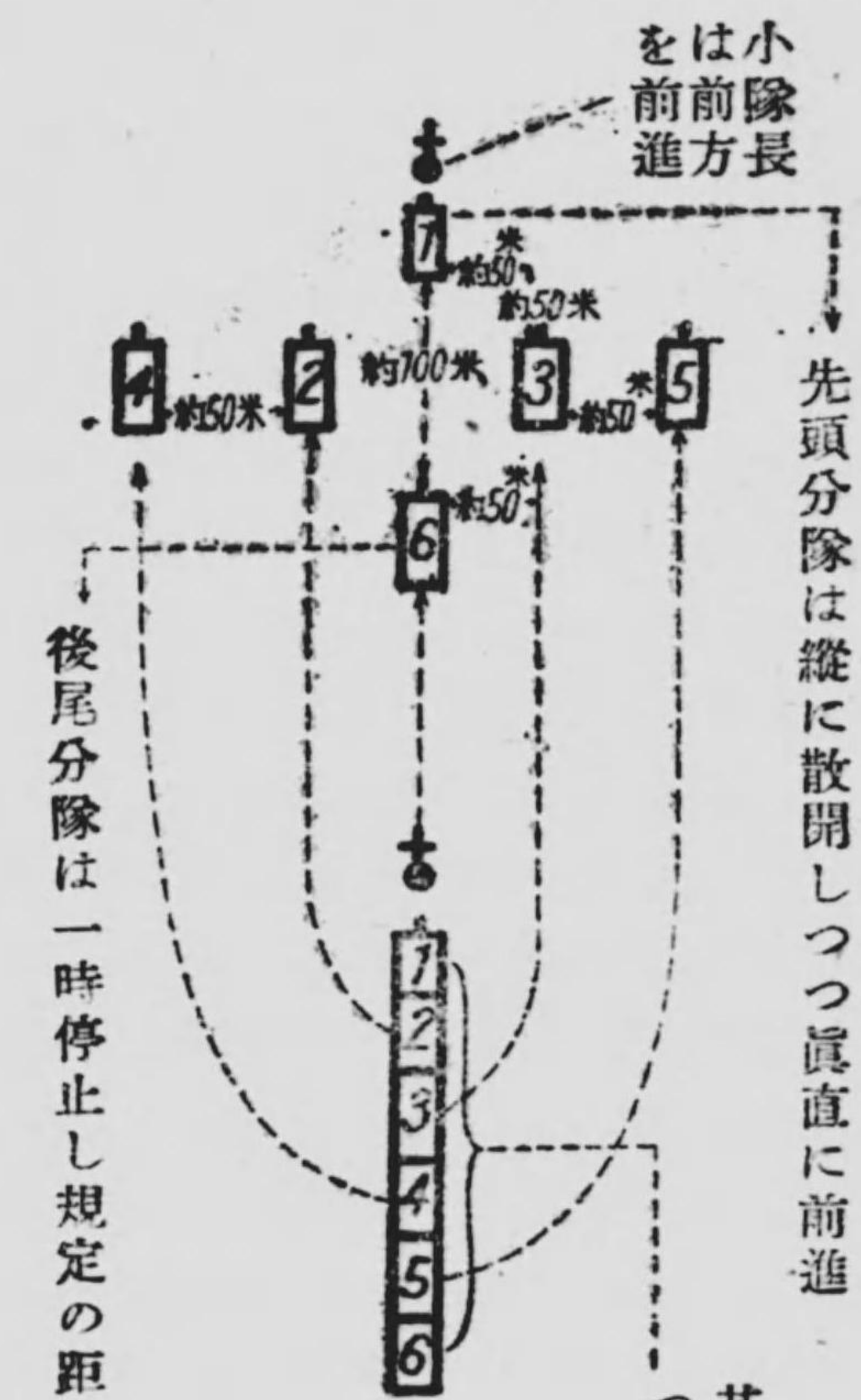
3、小隊の疎開

小隊長は小隊の前方に位置し、敵情、地形を観察し適時小隊を部署するに遺憾なきを期する。而して敵情、地形觀察の爲一時先行し又は停止することがある。

疎開隊形

菱形配置 通常用ふ
 一線若くは二線配置 状況に依り用ふ此等の配置は後方部隊に用ふことが多い。

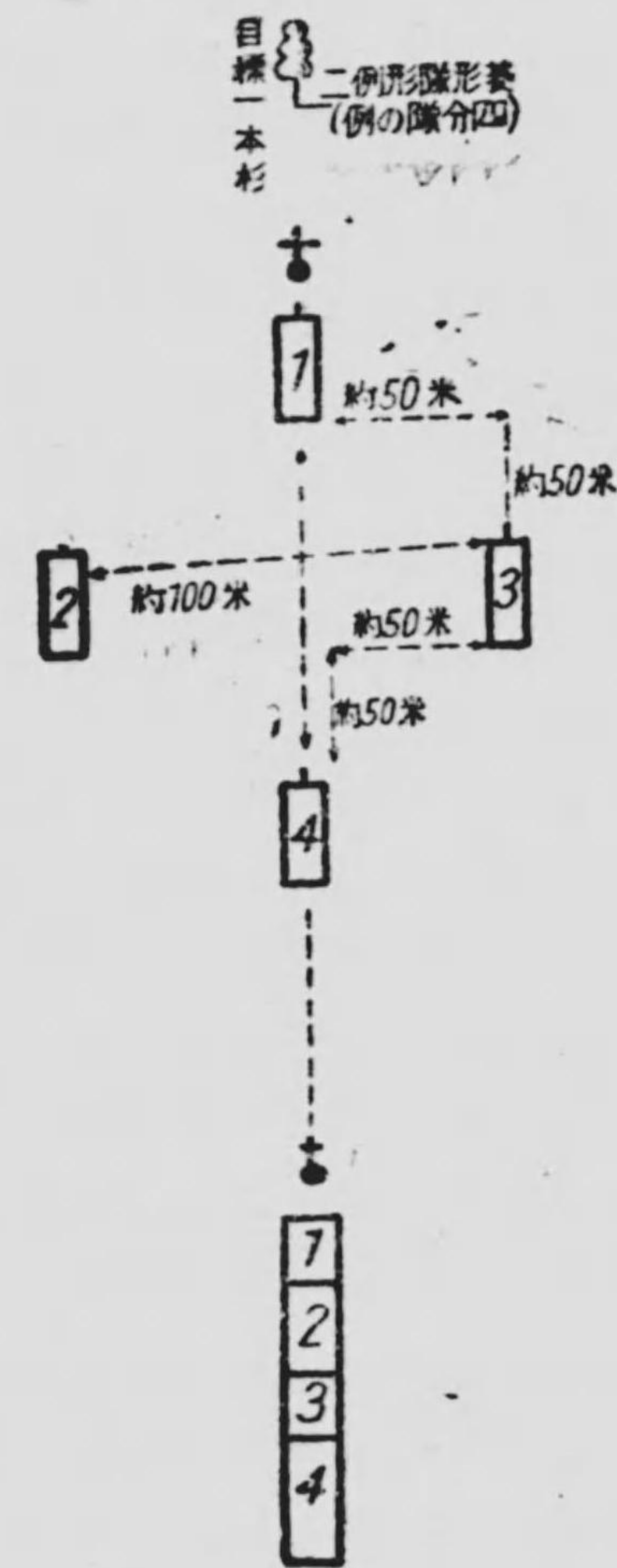
一例 形隊形菱 (例の隊分六)



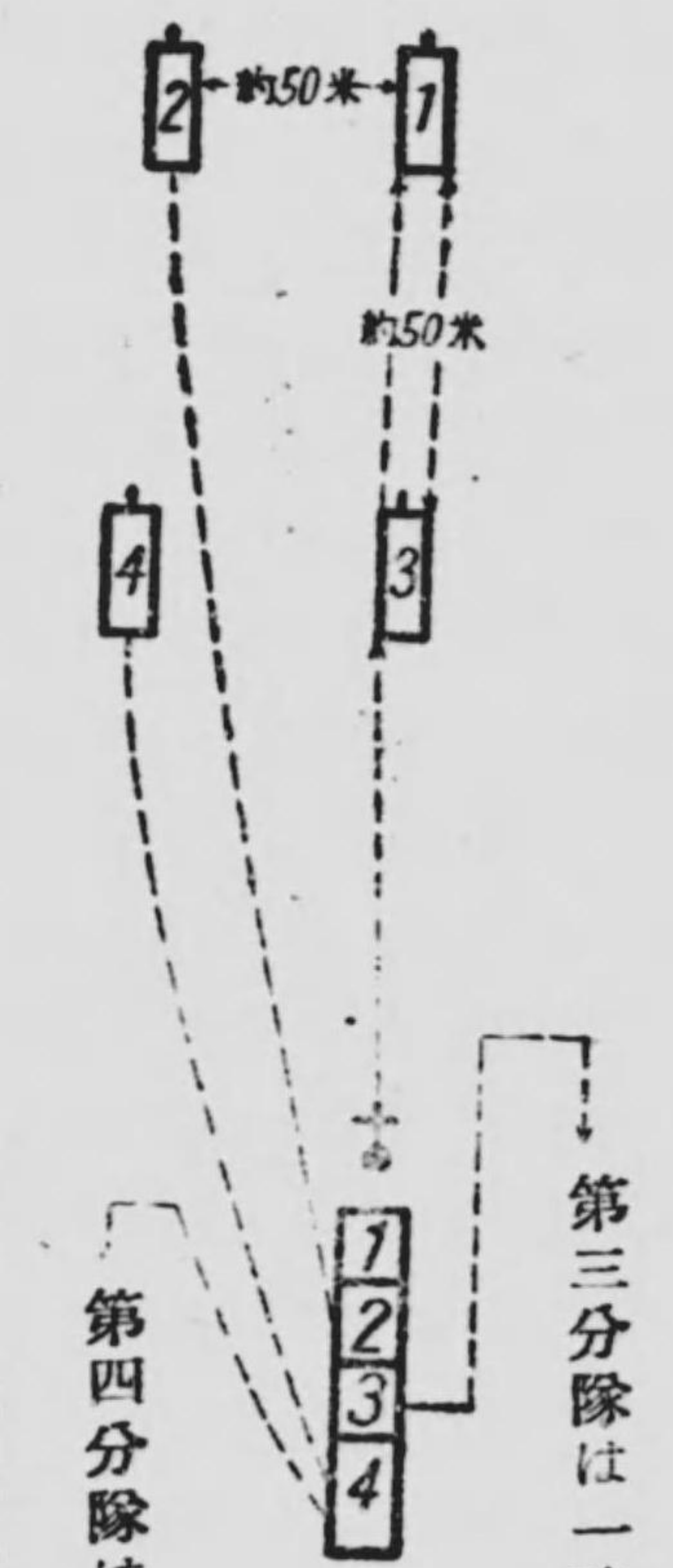
其の他の分隊は分隊長の誘導にて縦に散開しつつ駆歩にて規定の距離間隔を取り續いて前進す

後尾分隊は一時停止し規定の距離離隔せば前進を起す

二例 同 (例の隊分四)



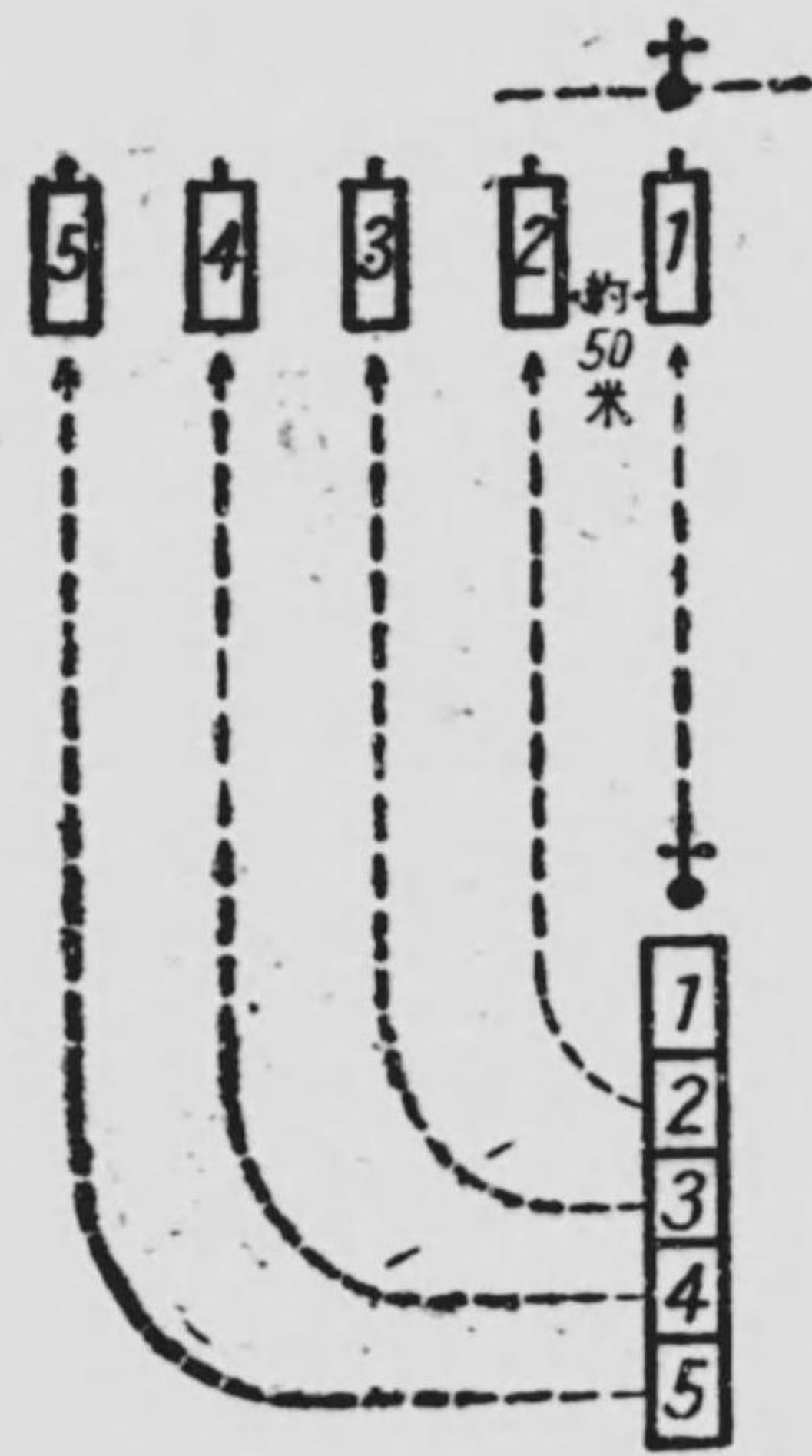
三例 形隊形菱



備考 三箇分隊を第一線とすることあり
 第四分隊は適宜左方に疎開し第二分隊と規定の距離を取る

小隊長は小隊の前方適宜の位置を前進す

四例 同



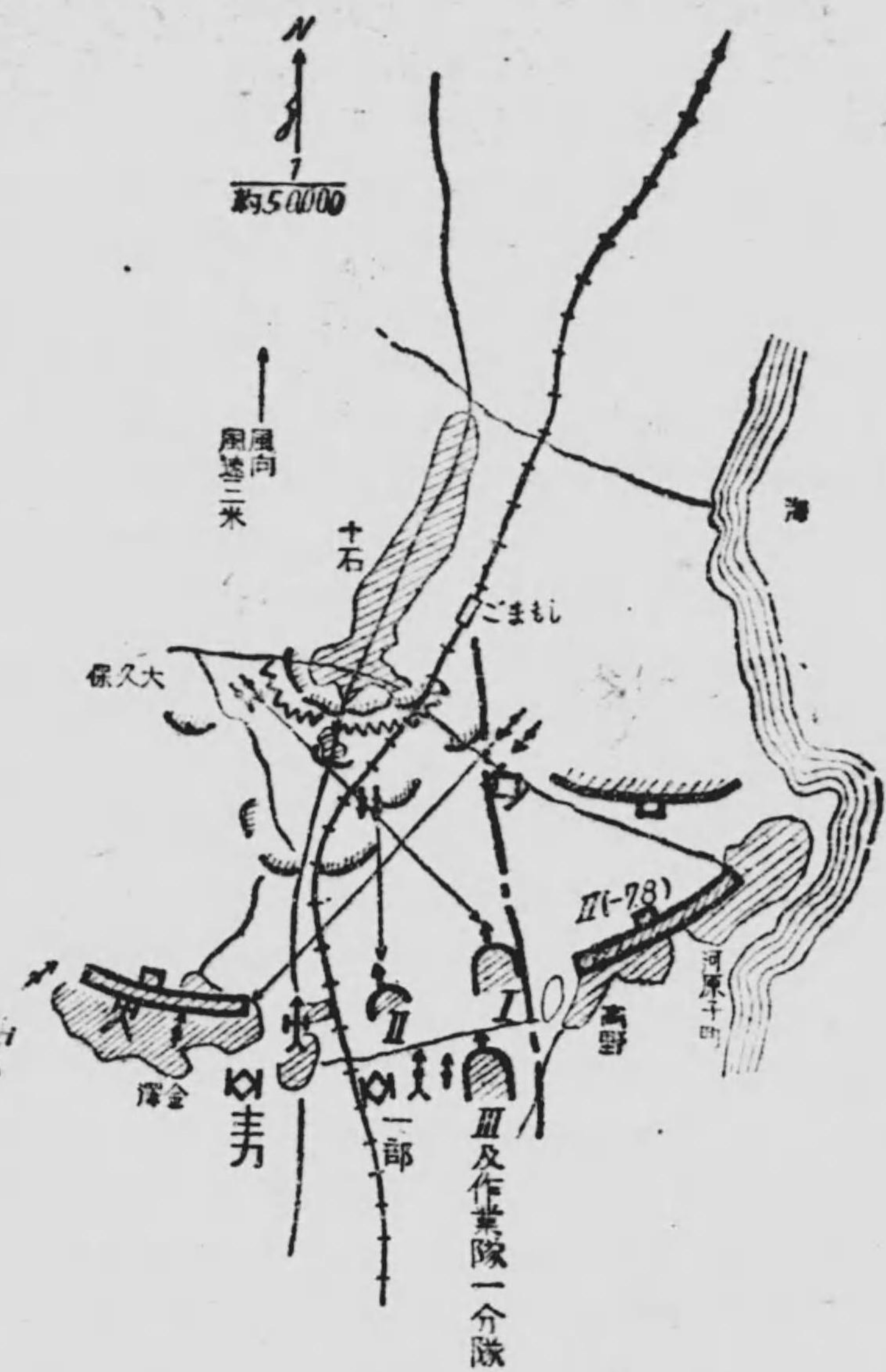
第十四問題原案

- 一、四中隊ヲ第一線トス(第一線中隊ニハ各作業隊ノ一部ヲ配屬ス)
- 二、機關銃隊ハ主力ヲ以テ左方面、一部ヲ以テ右方面ヲ射撃スル如ク金澤附近ニ陣地占領
- 三、戰車隊ハ十石、大久保ニ互ル敵陣地ヲ突破踐躪ス

- 四、大隊砲ハ金澤東側附近ニ陣地占領主力ヲ以テ大久保方面ノ敵陣地ヲ、一部ヲ以テ十石方面ノ敵陣地ヲ射撃
- 五、速射砲隊ハ大久保東側地區ヨリ出撃ヲ豫想スル敵戰車ヲ適時撲滅スル如ク金澤北側地區ニ陣地占領
- 六、聯隊砲ハ主トシテ大久保方面ヲ射撃スル如ク金澤西側地區ニ陣地占領
- 七、第七、第八中隊ハ豫備隊、左翼後ニ位置セシム
- 八、彈藥班ハ概ネ豫備隊ノ位置附近ニ在リテ行動セシム
- 九、砲兵隊ト連絡シ歩砲協同ニ關スル緊密ナル協定ヲ遂ゲ

狀況 第五

- 一、第三大隊右中隊ハ高野、金澤間ノ地區ヲ展開前進中ニシテ其ノ任務ハ十石東南側ノ敵陣地ヲ奪取シ上孫ノ線ニ進出スルニ在リ
 - 二、當時ニ於ケル中隊前面ノ敵情上ノ要圖ノ如シ
- 即チ十石南端附近ハ鐵條網ヲ圍繞セル陣地アリ尙其ノ南方ニモ突角陣地ヲ設備シ河原子町及大久保方面ヲ側防シアリ敵機關銃ハ三方面ト思ハル陣地ヨリ猛威ヲ



備考 圖上ノ森林ハ射撃及運動ニ妨ナシ

振ヒアリ

同時ニ敵戰車數挺若干ノ歩兵ヲ伴ヒ十石南側ヨリ進襲シ來レリ

第十五問題

第三大隊第一線右中隊長ノ處置

第十五問題原案

- 一、發煙彈射撃ヲ以テ中隊ニ最モ近キ敵機關銃ニ對シ煙蔽
- 第一線小隊ハ當面ノ敵就中敵戰車ニ伴フ歩兵ヲ攻撃
- 二、自動砲ヲ以テ敵出撃戰車ノ射撃ヲ命ズルノ外中隊方面ニ在ル友軍戰車家及速射砲隊ニ狀況ヲ報告ス
- 三、中隊ノ機關銃ヲ以テ中隊ノ右前方(右大隊トノ境界附近ニ在ルモノ)及十石南側ニ在ル敵機關銃ヲ制壓セシム
- 四、豫備隊及作業隊ハ依然中隊ノ右後方ヲ前進セシム
- 五、大隊長ニ狀況並ニ中隊長處置ノ大要ヲ報告

狀況 第六

- 一、七時三十分頃ニ至ルヤ彼我全線銃砲聲熾烈トナリ右中隊方面ニ於テモ彼我ノ戰線入り亂レテ混戰亂闘ノ結果十石南側ノ突角陣地ハ之ヲ占領セリ
- 敵ハ算ヲ亂シテ十石南端ノ既設陣地ニ遁入シ再ビ頑強ナル抵抗ヲ爲ス

二、第三大隊主力方面ニ在リテハ大久保ノ敵陣地ニ近迫シ突撃ヲ請準備中ナリ其ノ概要要圖ノ如シ

第十六問題

第三大隊長ノ突撃ニ關スル計畫ノ概要

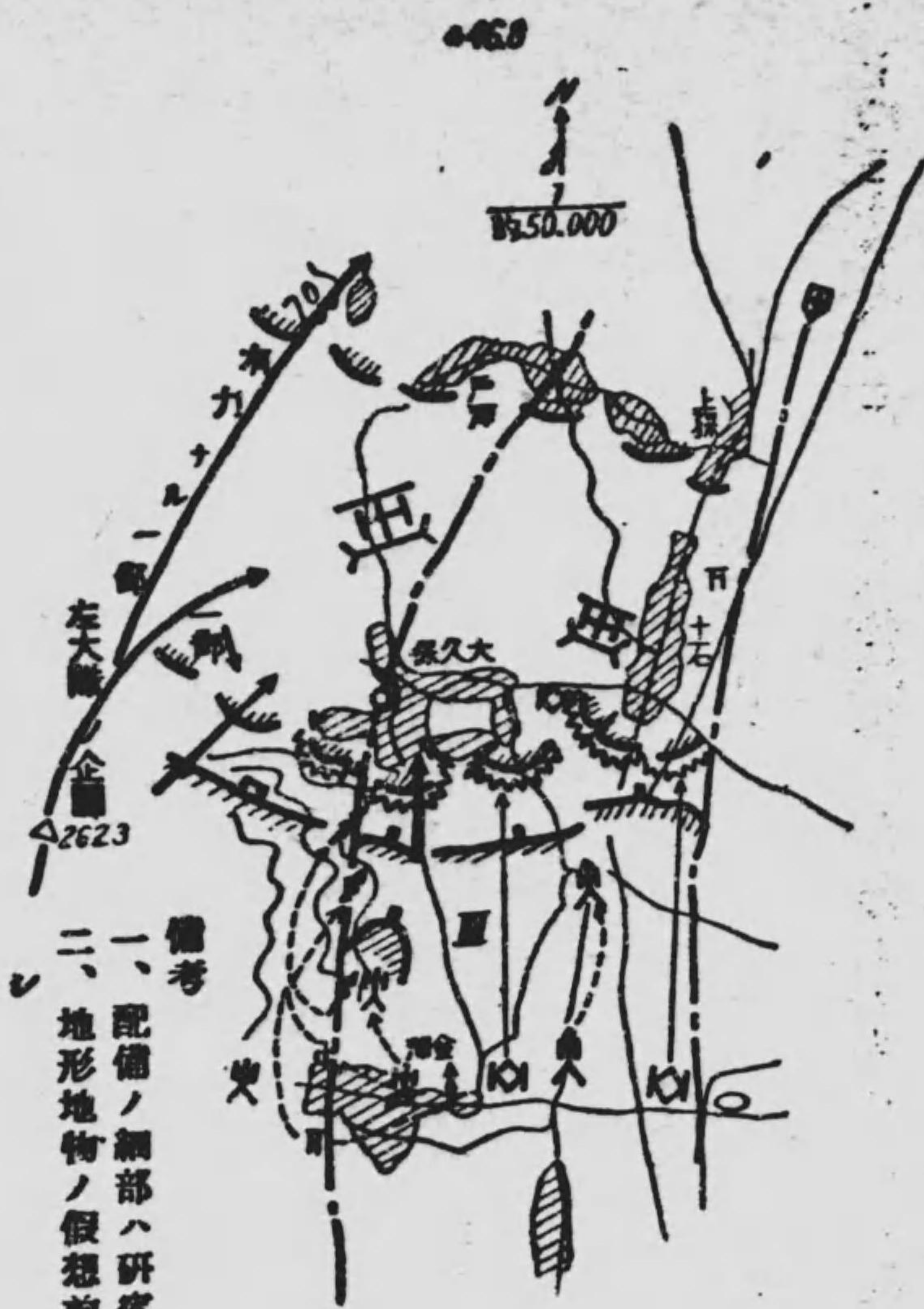
研究

突撃に就て

其の一 一般の要領

一、歩兵大隊突撃の本質

最初の突撃に於て各部隊を適當に部署し相互協同連繫せしむるは、大隊長以上の責務であつて、歩操五〇五に「突撃ノ爲百方手段ヲ盡クシテ準備



備考
一、配備ノ細部ハ研究上省略ス
二、地形地物ノ假想前問題ニ同

備ヲ周到適切ナラシメ第一線中隊ヲシテ其ノ必成ヲ確信スルニ至ラシムルハ大隊長ノ重大ナル責務ナリ」と、又作要二ノ一三八に「上級指揮官ハ狀況特ニ彼我ノ状態ヲ克ク觀察シテ部下ヲ指導シ突撃ノ實施ヲシテ統一アラシムルニ勉メ且各種ノ手段ヲ講ジテ突撃ヲ誘起スルコト緊要ナリ」と明示せられある所以である。然れども、突撃の好機は局所毎に發生するものであるから、下級指揮官に於て直ちに之を利用し突撃を決行するを要することが少くない。故に中、小、分隊長に至る迄各、上級指揮官の統一部署内に於て自ら亦積極的準備を爲し、好機に乘じ突撃を決行

すべきを要求せられてある(歩操一三〇、一五七、一九〇、五一〇)。此の際特に留意すべきは、各部隊の突撃時機と上級指揮官の突撃準備との關係であつて、上級指揮官の突撃準備未だ完了せざるに先だち最前線の部隊過早に連繫なき各個の突撃を實行したのでは、上級指揮官としては未だ準備が出来て居ないのであるから、下級指揮官の突撃を利用しようにも手段がなく、結局全體の統一を破ることもあり、突撃の成功を望むことは出来ない。必ずや上級指揮官の統一せる突撃準備完了し、換言すれば突撃の機熟したるとき最前線の部隊は好機に投じ突撃に移るのでなくてはならない。上級指揮官より突撃に關し指示せられたる場合に於ては、自己の正面の如何に拘らず之を實行すべきは勿論であつて、要は脈絡一貫好機に乘じて突撃するのである。

二、突撃發起の各種場合

歩兵大隊の突撃は、突撃發起の動機を作為すべき方法(歩戦砲の直接協同に依るや自力に依るや等)及動機の作為者に依り各種に區分することが出来るが、後者に就き説明すれば次の如くならう。

(1) 聯隊長(上級指揮官を含む)より豫め指示せられたる場合

(2) 自ら突撃の動機を作為する場合

(3) 好機を看破し突撃する場合

以下之を研究して見る。

1、突撃發起に關し豫め指示せられたる場合に於ては、大隊長は機を失せず準備を整へ、所命の如く突撃を敢行する(歩操五一〇ノ二)のは勿論である。

所謂聯隊長より豫め指示せられる場合は、砲兵及戰車の直接協同に依る陣地攻撃に於ける計畫的突撃又は黎明、薄暮攻撃等の陣地攻撃に於て行はるるものであつて、此の場合に於ては聯隊長より突撃の要領に關し豫め指示す

らるるを以て、大隊長は指示せられたる時期迄に所命の地より突撃し得る如く諸般の準備を整へ所命の如く突撃するのである。

2、自ら突撃の動機を作為する場合は、多くは砲兵、戦車の協同不十分なる場合であつて、非重點方面の大隊等に在りては屢、生起することとならう。此の場合に於ては、大隊の有する戦闘威力を以て自ら突撃に導く如く實施するのであつて、之が爲大隊長は重火器の射撃、豫備隊を以てする支援等に依り第一線中隊をして突撃し得しむるが如く其の動機を作為するものである。此の場合に於ても聯隊砲、砲兵の射撃と協調を適切にすることは固より必要である。

3、好機を看破する突撃は、各種の場合生起するものであつて、例へば遭遇戦、陣内戦等に於ける所謂隨意突入の如きは其の一例である。縦ひ戦車、砲兵等の支援ありて計畫的突入を行ふ場合にありても、敵線著しく動搖するか又は退却の徴あるか等の好機を發見し、加之全般の状況大隊の突撃を有利とするが如き場合に於ては、斷乎突撃を實施するの氣概あるを要する。

三、突撃發起に於ける大隊長の處置(歩操五一〇)

突撃の機近づくや、大隊長は各種重火器の威力を最高度に發揮し、聯隊砲及砲兵射撃との協調を適切にし、好機を看破するか若くは自ら突撃の動機を作為し、第一線中隊をして突撃を敢行せしめ、大隊の全能力を盡くし所命の目標に向ひ突進するのである。

突撃發起に關し指示せられたる場合に於ては、大隊長は前述の如く機を失せず準備を整へ所命の如く突撃を敢行すること勿論であるが、若し大隊長の企圖する突撃の實施に先立ち中隊が突撃を敢行したなれば、直ちに此の機を捉へて大隊の突撃を實施し、速かに戦果を擴張しなければならぬ。突撃の敢行は容易でない、而も某中隊で之を敢行

したのである。此の機を失するやうでは大隊の突撃は恐らく出來ないであらう。

其の二 歩砲協同に依る突撃要領

歩砲協同の實施要領は左の場合に區別し得べし。

- 1、砲兵の突撃支援火力十分なる場合
 - イ、突入時機の規正ある場合(計畫的突入)
 - ロ、突入時機の規正なき場合(隨意突入)
- 2、砲兵の突撃支援火力不十分なる場合

歩兵操典に記述しある突撃支援を受ける場合の突撃は、何れも皆支援火力十分なる場合の訓練の準繩を示されたものであつて、支援火力十分ならざる場合の突撃要領に關しては、後に引用する作要二の一四〇に據り動作すべきである。

イ、計畫的突入を實施する場合

砲兵の突撃支援を受ける場合に於て突入時機の規正あるときは、大隊長は砲兵との協定を確實にして爾後の連絡を確保し、各種の信號を併用し、第一線中隊の發進及砲弾に膚接する突入を的確ならしむ(歩操五一の一)のである。

此の突入を實施する場合は、多くは準備時間の餘裕を有するのが常であつて、例へば拂腕攻撃に於て攻撃準備射撃及突撃支援射撃を行ふ場合の如きである。従つて作要二の一三九の第一、第二項を適用せらるる場合である。抑、計畫的突入は、眞に歩砲一體の突入であつて、歩兵は砲兵の射撃に期待する所最も多く而も砲兵射撃と歩兵の突入との間に所謂髪を入れざるものなるを絶対必要とす。換言すれば砲兵の射撃に依り敵の火網組織を破壊し

指揮組織を擾亂し敵をして頭を擡げ得ざる如くし、此の間我が歩兵は敵陣地に近迫し、砲兵の射程延伸と相俟つて敵の擡頭せざる間に銃剣突撃を爲すのである。故に大隊長は、計畫的突入に齟齬なからしむる如く、砲兵との協定を「上級指揮官より示されたる範圍」に於て更に綿密具體的ならしめ、之を部下に徹底せしむると共に、連絡を確保し、之との間に各種の信號を規定し、以て第一線中隊の發進及砲弾に隣接する突入を的確ならしむること恰も一人で動作する如くならしめねばならない。

□、隨意突入の場合

砲兵の突撃支援を受くるも突入時機の規正なきときは、大隊長は特に重火器の火力を指導して第一線中隊の自行突撃に適應せしめ、或は戰機を看破して突撃を命じ、且適時砲兵の射程延伸を要求し以て突撃と火力との協調に遺憾なからしむ(歩操五一一の二)るのである。

隨意突入を行ふべき場合は

(一) 當初より計畫的に隨意突入を実施すべきを協定せる場合

(二) 全く約束(協定)せず歩兵隨意に突入する場合

(三) 計畫的突入を企圖せる場合に於て歩兵好機を看破して突入する場合

の三者に區分することが出來やう。

(一)は、例へば陣地攻撃に於て、最初の突撃は計畫的突入なるも、陣内戰に於ては當時の第一線の戰況に應ずるを要し且豫め計畫的に突入する如く協定することが出來ないので隨意突入とすべきを協定せるが如き或は遭遇戰に於て當初の突入より隨意突入することに協定せるが如き場合である。

(二)は、屢、戰場に於て偶發するもので、例へば某任務に向ひ攻撃中の歩兵部隊の目標に對し砲兵が射撃を開始し

歩兵は其の好機を捉へて突撃を実施しようとするが如き場合であつて、支那事變に於て此の種の場合は屢、生起したのであつた。

(三)は、特に説明を要しない様であるけれども、例へば計畫的突入を企圖せる歩兵が敵の状態に於て退却の徴を發見し或は計畫的突入の時間未だ來らざるも敵の弱點を看破し、絶大の突入の好機を發見したるが如き場合であつて、之は一步を誤ると連繫なき突入に終る虞があるから慎重に考慮し而も斷乎として實施せねばならない。隨意突入に於ては、歩兵の行動を主體とし砲兵の射撃之に隨從すべきを本則とするを以て、大隊長は第一線中隊をして其の突撃を機に投ぜしむる如く指導するのである。従つて特に重火器の火力指導(一般に於て指導するは當然なり)を第一線中隊の突撃に適應せしむる如くするの著意を必要とする。併しながら大隊長は大隊全般の戰況即ち砲兵射撃の効果、第一線中隊の戰況の大觀等より大隊として突撃の好機たるを發見することあるを以て、斯かる場合に於ては第一線中隊に突撃を命ずること勿論である。

右の場合に於て有ゆる方法を講じて砲兵に射程延伸を要求し以て砲兵の射撃を補助するに遺憾なからしむるを要する。

次に砲兵の突撃支援火力不十分なる場合の突撃に就て研究する。

突撃支援の爲十分なる砲兵の援助を期待することが出來ない場合が少くない。此の場合に於ても歩兵は自ら各種火器の威力を最高度に發揚し、敵を壓倒しつつ敵陣地に近迫し、斷乎として突撃を決行しなければならない。此の際敵火の状態に依り一進一止して肉薄する様になるであらうけれども、有ゆる好機を捉へ且勉めて迅速に突進するを要する。(作要二ノ一四〇)

斯くの如き状態は、陣地攻撃、遭遇戰の何れに在つても、重點部隊以外の部隊では常に生起するものであつて、其

の種致に至らば遂に協同すべき聯隊砲、砲兵力無となり大隊長は自ら有ゆる火力を以て突撃發起の動機を作爲せざるべからざる場合もあるであらう。(歩操五一〇の一)

「突撃支援火力不十分」なる限界は、一つに當時の敵の狀態特に陣地の強度、大隊の戦闘正面、我が協同すべき部隊の兵力及其の射撃精度等に依り差異があり、砲兵何大隊と断定することは固より出来ないが、一般の戦闘正面に於て歩兵一大隊に砲兵一大隊以下の場合には十分とは認め難い。

突撃支援火力十分ならざる場合の攻撃法は、固より重要なもの、各種の攻撃法があるのと、戦闘正面と協力兵力とに依つても亦變化があり、萬般の場合に適應すべき原則を掲記し難く、其の一般的なものとは作要二の一四〇の原則を以て満足し得るに依り、歩兵操典には特に記述せられないのであらう。試に其の若干を述べて見よう。

1、砲兵火力と歩兵火力發揚との關係

イ、直接支援の砲兵十分ならざる場合に於ても、兵力の許す範圍に於て「突撃支援射撃」の要領に依り射撃せしむるを可とし、要すれば火力を某中隊正面に集め突撃支援射撃を行ひ、逐次突撃に移らしむることもある。何れの場合に於ても、砲兵の目標は突撃を最も妨害すべき敵に選定し、其の缺陷は重火器(聯隊砲を含む)に依り補ふ如くするを要する。

ロ、砲兵愈々僅少となるや、砲兵は單に最も緊要なる目標のみを逐次制壓し、主として歩兵の重火器を以て敵を撲滅若くは制壓して突撃の動機を作爲する様になるのが自然であつて、遂には歩兵の有ゆる火器(輕機、擲彈筒等)をも使用し一進一止して突入するに至るであらう。

2、歩兵の突撃要領

イ、突撃支援射撃の要領に依り突撃發起の動機を作爲し得る場合は、成るべく迅速に突進するを可とするも、直

接支援の兵力僅少となるに従ひ、歩兵重火器の火力發揚の機を利用し一進一止近迫し突入するの止むを得ざるに至るのである。

ロ、聯隊砲及砲兵の協同火力愈々僅少となり歩兵自體を以て突撃動機を作爲するの止むを得ざるに至れば、大隊長は重火器及中隊自隊の火力を以て支援せしめ突撃に前進せしめる。此の際煙等を使用し得れば有利である。而して斯くの如き場合に於ては、晝間と雖も突撃發起の位置に於て大隊長統一の下に工事を實施せしむることが多い。

其の三 戦車、砲兵直接参加する場合の突撃要領

一、歩戦砲三者一體となり突入する場合に於ても其の期待する效果に依つて次の二つの場合に分れやう。

1、主として砲兵の突撃支援射撃の效果を利用して突入

2、主として戦車の效果を利用して突入

陣地攻撃に於て最初の突撃に戦車及砲兵が直接参加する場合歩兵の突入は、突撃發起の動機の主體が戦車なりや砲兵なりやに依り其の準備すべき點に多少の差異があるであらう。蓋し歩戦砲三者の一體突入は、理論上有り得べきも、實際に於ては三者の間に多少の遲速あるは免れ難い所であつて、茲に主として何れの效果を利用して突入すべきかを定め、之に依り歩兵の行動を確立することの必要が起る。而して砲兵火力と戦車威力との比較に於て、砲兵火力を重視する場合に於ては歩操五一の一(砲兵の突撃支援を受くる場合に於て突入時機の規正あるとき)に據り飽く迄砲兵の射撃に肩接して突入するのであつて、戦車に對しては主として障碍物の破壊を期待するを可とする。但し突入後に於ては勿論戦車の成果を利用しなければならぬ。砲兵火力に期待すべき效果よりも戦車に期待する效果より大なりと認めたる場合に於ては、戦車に跟随し其の戦果を利用して突入するものである。

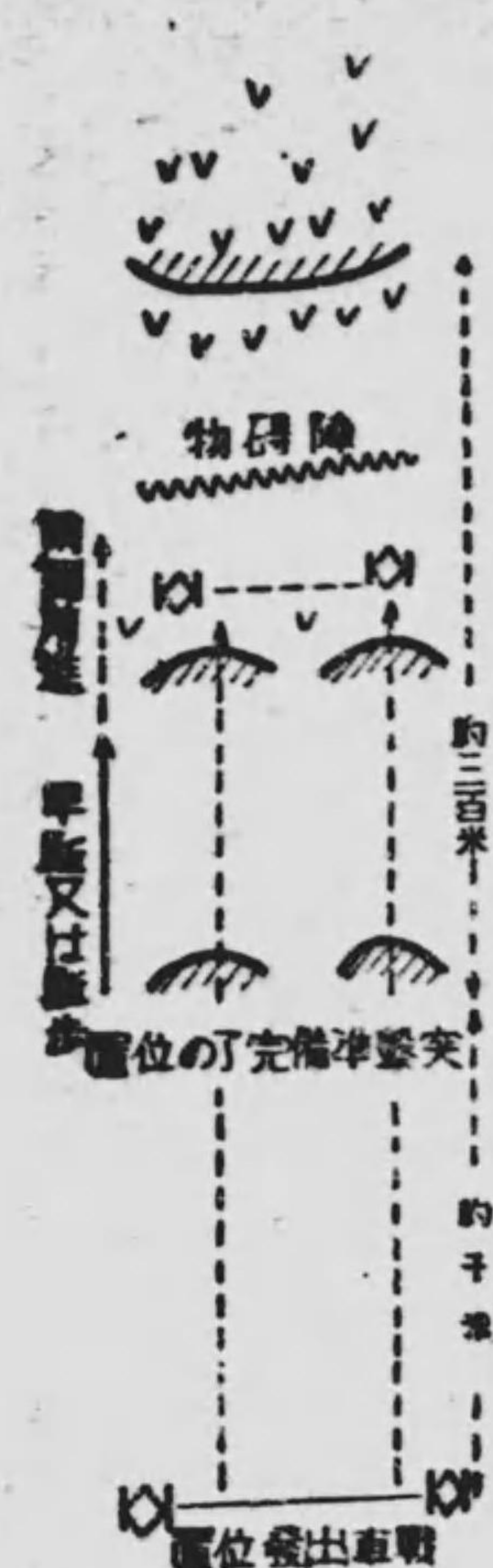
而して兩者に期待すべき效果の判定は、各種の條件に依り綜合的に觀察するを要するを以て、茲に明確に示すことは困難であるが、歩操第五一第四項の場合は、協同すべき戦車數著しく優勢なる場合であつて、例へば作戦要務令二の一二二の末項の如く多數の戦車を集結使用せらるる場合（歩兵一箇大隊に一箇以上の戦車聯隊が協同する場合の如し）は當然さうなるべきである。

二、第三項の場合の突入要領（歩操五一の三）

歩兵の突撃に戦車及砲兵直接協同する場合に於て主として砲兵の突撃支援射撃の效果を利用し突入すべき状況に在りては、歩兵は砲兵の最後の突撃支援射撃開始と同時に突撃準備完了の位置より發進して我が集中砲彈の濃密部に近迫し、戦車は此の間速かに歩兵の第一線を超越し障礙物を破壊して突入し、砲兵は戦車の突入に方り射程を延伸する。此の際第一線歩兵は最後の砲彈に膚接して敵陣地に突入するのである。

本場合は主として砲兵に依り突撃發起の動機を作為して突撃すべき場合なるを以て、歩兵としての行動は歩砲協同に依る突入要領と同様である。然れども重火器は戦車支援の爲對戦車火器等を射撃することあるは勿論である。以下白紙的に三者の關係を一例に就き説明する。

イ、突撃支援射撃開始より戦車障礙物の破壊迄



砲兵 歩砲協定に基き提案せられたる時刻に突撃支援射撃を開始する。（例へば第一次最前線三分、第二次重火器地帯二分、第三次最前線約五分、各次間一分を間する如くである）
最後の時間は嚴密に規定することなく戦車突入の状況に

依り多少の伸縮を爲し得る如く、約五分とする。（突撃支援射撃の部参照）

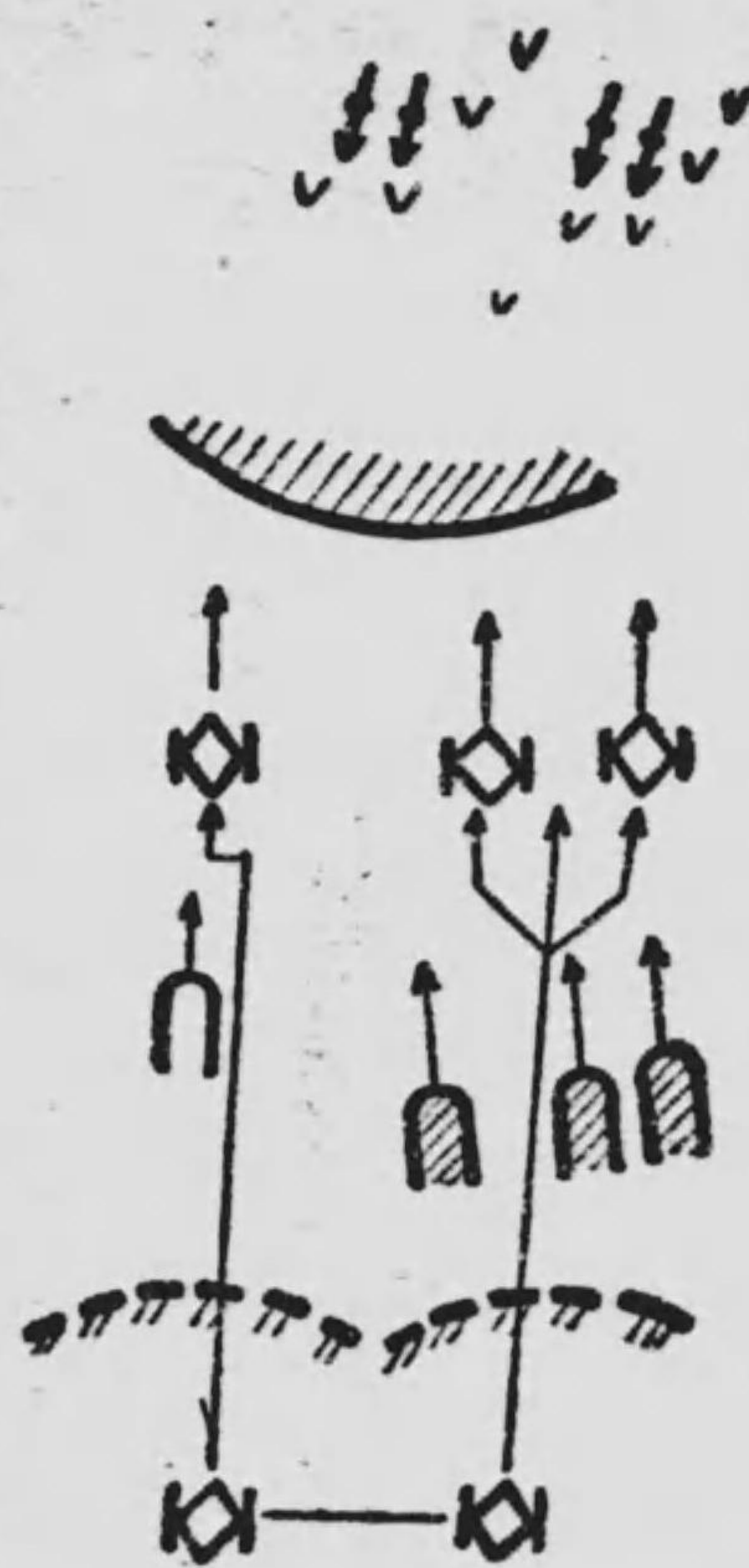
本例に於ては戦車分速約三百米とし、戦車の出發は第三次突撃支援射撃開始同時と協定せるものとしたのである。

歩兵 最後の突撃支援射撃（第三次）開始と共に突撃準備完了の位置を發進す。

我が砲兵の制壓に依り敵の歩兵火力は壓倒せられべきを以て、早駆又は駈歩等爲し得る限り迅速なる歩度を以て近迫し、我が砲彈の落下地帯に入るや其の損害を避ける爲匍匐前進等の手段に依り、集中砲彈の濃密部に近迫する。

戦車 戦車歩兵線超越の位置（例へば敵前百米）を協定し突入時機を基準として出發位置よりの行動時刻を定め、之に依り出發位置よりの發進時機を定め（爲し得れば最後の突撃支援と同時に可とす）、歩兵大隊長と協定して其の信號に基き發進し第一線を超越して障礙物を破壊する。

ロ、射程延伸より突入迄



砲兵 戦車障礙物を破壊し突入するに方り射程延伸の連絡記號に依り射程を延伸する。此の時間は規定に依り時間を超過或は時間に達せざることあるも多少の時間を延長又は短縮し戦車の障礙物破壊を確認し突進に移りたる時機以後なるを理想とする。

歩兵 砲兵射程を延伸するや、最後の砲彈に膚接して障礙物

破壊地點を通過し一舉に敵陣地に突入する。

戦車 障礙物を破壊せば一舉敵陣地に突入し我が歩兵の突撃を妨害すべき敵側防機能、火點等を攻撃し、歩兵

の戦果擴張を支援す。

三、步兵操典第五一第四項の場合の突撃要領

歩兵の突撃に戦車及砲兵直接協同する場合に於て、主として戦車の効果を利用し突撃すべき状況に在りては、戦車は歩砲兵の掩護下に障碍物を破壊して敵陣地に突入し、重火器特に側防機能等を制壓し、第一線歩兵は戦車の獲得せる戦果を利用し機を失せず發進して敵陣地に突入するのである。此の種突撃に在りては、歩兵は砲兵の射撃と相俟ち敵の對戦車火器を制壓し我が戦車の行動を容易ならしむることが特に緊要である。本場合は主として戦車に依り突撃發起の動機を作為し、突撃を實施するのである。従つて歩兵の突撃は、戦車の獲得せる戦果を利用する如く實行するのである。

砲兵の射撃は、戦車の支援を主とすべきを以て、敵の對戦車火器を射撃し以て戦車の突入を容易ならしむるを主眼とする。此の際歩兵に在りても亦先づ戦車を突入せしむる爲の射撃を行ふべきであつて、第三項の場合に在りては砲兵の突撃支援射撃に連繫し自己突撃に容易なる如くするを主とすべきも、本場合に於ては先づ敵の對戦車火器を制壓するに重點を置くことが特に緊要である。従つて對戦車火器の目標分配に關し協定し置くを要する。

戦車は前項の如く歩兵及砲兵の掩護の下に前進し、歩兵の突撃を妨害すべき敵の重火器、側防機能を制壓し、火器を蹂躪し、以て歩兵が容易に戦車に跟随して敵陣地に突入し得る如く行動すべきものである。

歩兵の突入は、戦車の獲得せる戦果を機を失せず利用し得る如く發進すべきであつて、此の際徒らに戦車の突入に依り其の成果の擧がるを待つが如きは固より不可であつて、飽く迄戦車の前進に跟随前進突入するを要する。之が爲何れの位置に在りて跟随前進すべきやは、戦車の用法、戦車の効果發揮の時機等を研究の上定むべきものであつて、一概に定むることは出来ないが、戦車が敵線に突入し歩兵の突撃を妨害すべき要ある重火器を制壓したる好機

を捉ふる如くする爲には、第一線戦車の歩兵線通過後二分乃至三分位を以て標準と爲し得るやうである。本場合に於ける歩兵の行動は多數戦車参加すべきを以て、其の隊形は戦車の超越に交障を來さしめざる如く分隊の如きは縦方向に散開し以て戦車の行動と調和せしむるの著意を必要とする。

第十六問題原案

一、攻撃ノ重點ヲ指向スル方面

大久保西南側ノ敵陣地

二、突撃發起

大隊ノ戰闘地域ニ於テハ何時タリトモ突撃發起シ得ル如ク諸準備ヲ整フベキモ其ノ發起ハ原則トシテ支隊長ノ指示スル時機ニ於テ決行ス

(如何トナレバ戦車並ニ砲兵ノ協同ニ依リ突撃ヲ決行スベキヲ以テナリ)

三、第一線歩兵中隊

第九乃至第十二中隊ヲ第一線トシ第七、第八中隊ヲ後衛隊トシテ左翼後ニ控置ス

第一線中隊ニハ作業隊ヲ分屬ス

四、大隊重火器並ニ配屬セラレタル其ノ他ノ重火器ハ主トシ大久保西南側敵陣地突破ニ主火力ヲ集中ス

但シ速射砲ハ大久保東側地區ヨリ諸襲ヲ豫想スル敵戦車ヲ射撃スル如ク火力ヲ準備ス

五、戦車及交隊砲兵隊トノ協同ニ關シテハ支隊長ノ命令ニ基キ決行セラルベキモノナルモ本狀況ニ於テ歩戰砲一機突

入ノ要領ニ依リ而モ主トシテ突撃ノ效果ヲ利用シテ突入ス

六、進出スベキ地線
上孫及戸澤北端ヲ連ヌル線トス

狀況 第七

- 一、支隊長ハ此ノ頃金澤西南側高地ニ在リテ第二、第三大隊ノ狀況ヲ知ル
- 二、第一大隊ノ戦況有利ニ進展シ標高二六二・三高地ヲ占領シ其ノ一部ハ同高地北方高地ヲ敵右側背ヲ壓迫スル如ク迂回行動中ナリ

第十七問題

支隊長ノ處置

第十七問題原案 處置

- 一、第三大隊ヲ基準トシテ突撃發起ヲ命ズ
- 二、戦車及砲兵隊ヲシテ第一線各大隊特ニ第三大隊ノ突撃行動ニ協同セシム
- 三、第一大隊ヲシテ極力敵ノ右側背ヨリ敵退路ヲ遮断スル如ク攻撃セシム
- 四、支隊ノ豫備隊ハ第三大隊ノ左側後ヲ前進セシム
- 五、敵ノ退却ニ方リテハ速カニ助川町附近陸前濱街道ヲ遮断スル如ク追撃ス

以上

昭和十八年三月二十日初版印刷
昭和十八年十一月十日初版發行

（1,000部發行）

初級幹部の圖上戰術
定價 金壹圓五拾錢

編輯發行
兼印刷者
東京都麹町區六番町十一番地
前田岩太郎

印刷所（東京三ツ丸）清美堂岩見印刷所
東京都麹町區六番町十一番地

發行所（出版文化協會員）干城堂
（一〇六〇五三番）
電話九段（一）一三八三番
振替口座東京一六九八五番

出版會承認
あ470997號

配給元
東京都神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社



997
3

